

令和六年四月十七日提出
質問第八一號

競馬の払戻金に対する課税等に関する質問主意書

提出者 中谷一馬

競馬の払戻金に対する課税等に関する質問主意書

競馬の勝馬投票券（以下「馬券」という。）の的中による払戻金に係る所得に対する課税については、所得区分（一時所得か雑所得（又は事業所得）か）と、外れ馬券の購入代金を必要経費として当該所得に係る総収入金額から控除することの是非が争われた裁判があるが、平成二十七年三月十日最高裁判所第三小法廷判決（大阪事件）では機械が確率的に結果を予測することを雑所得の前提とした一方、平成二十九年十二月十五日最高裁判所第二小法廷判決（札幌事件）では機械的でない人間的なノウハウによることも許容したことなどから、払戻金の所得区分の判断等には予測可能性・法的安定性に欠ける部分がある。また、一時所得として扱われる場合、外れ馬券の購入費用は原則必要経費として認められない点につき、年間を通じて馬券を購入する競馬愛好家が、仮に予想が的中し高額払戻金を得た場合に、その的中に至るまでに支出した費用を考慮されず、多額の納税義務を負うといった状況にある。

これに関連して、以下質問する。

- 一 競馬や競輪といった公営競技の払戻金に係る所得に対する課税について、現行制度上、一時所得とされている理由を明らかにされたい。

二 馬券の払戻金に係る所得に対する課税については、前述のとおり所得区分等について最高裁判所による判決が示されるたびに国税庁による所得税基本通達の改正が行われるといった予測可能性・法的安定性に欠ける点がある。租税法主義に基づけば、このような取扱いは通達ではなく法律上明記しておく必要があるものとも考えられるが、政府の認識を示されたい。

三 競馬をはじめとする公営競技は、自宅のパソコンや携帯電話等を用いたインターネットを介しての各種投票券の購入が可能となっており、購入手続のデジタル化によって払戻金額や当該投票券の購入者の態様を捕捉・把握する環境が整いつつあることを踏まえれば、租税の大原則である簡索性や公平性に鑑み、現状の課税関係についても制度見直しの時期にあるのではないかと考えるが、政府の認識を示されたい。

四 現状の問題点を踏まえて、有識者からは様々な提言がなされている。これらの提言を基に、以下質問する。

1 一時所得に該当する馬券の購入態様である場合、予想的中し高額な払戻金を受けた者が、その払戻金から納税資金を確保しなかった、又は、納税資金を確保する必要があることを認識していなかった者にとっては酷な結果になることが予想される。こうした点に鑑みれば、源泉分離課税による源泉徴収制

度等の導入を検討する余地があると考えられるが、政府の見解を示されたい。

2 JRA（日本中央競馬会）の馬券の購入金額には国庫納付金が含まれ、馬券購入者はすでに一定の負担を負っている。競馬場や場外馬券売り場で購入する者の所得については何ら捕捉することができないこと等を踏まえると、現状の課税の在り方では水平的公平性を保てないと思われ、宝くじと同様に非課税とすることも考えられるが、政府の見解を示されたい。

3 我が国では昭和十七年に「馬券税」が創設され、昭和二十三年に廃止された。馬券税は、競馬等の主催者が売上の七パーセントと払戻金のうち二十パーセントを国に納付する仕組みであり、課税関係を明確化すると観点から、払戻金を所得税非課税とした上で馬券税を導入することも考えられるが、政府の見解を示されたい。

五 前述四の提言のうちいずれかの制度に改めることで、馬券をめぐる課税関係についての予測可能性が高まることから、競馬愛好家が馬券を購入しやすくなり、売上が増加することで結果として政府の収入の増加にもつながる可能性があると考え、提言を受け入れて制度見直しの検討を進める考えはあるか。もしなければ現状の問題をどのように改善する考えであるのか、政府の見解を示されたい。

六 現行所得税法は十種類の所得区分の規定を置いているが、その区分の基準や考え方は必ずしも一様ではなく、税制として分かりにくいという問題点があるほか、実務上の問題や執行上の混乱が少なくないとの指摘もある。例えば、一時所得と雑所得については、双方の特別控除や課税制度を廃止した上で「その他所得」として同一の所得区分に統合するなど、簡素でわかりやすい税制を目指し、所得区分についても時代に即した見直しを行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。